

# 青森県報

第四千四百八十七号

平成三十年  
八月十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……二
- 特定行為業務の登録……………(同) ……二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……三
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……四

## 告 示

### 青森県告示第五百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘前駅前整形外科クリニック	弘前市大字駅前町一四の一	平成三〇・六・一
のりた歯科医院	平川市新館野木和二の三	三〇・七・二

### 青森県告示第五百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘前駅前整形外科クリニック	弘前市大字駅前町一四の一	平成三〇・六・一

### 青森県告示第五百七十五号

平成三十年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示す

る。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成三十年十一月三日(土・祝)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

平成三十年九月三日(月)から同月二十一日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

青森県告示第五百七十六号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三二五〇〇八一
登録年月日	平成三〇・七・二六
氏名又は名称	社会福祉法人桜木
住所	むつ市中一丁目一五
事業名称	特別養護老人ホーム桜木園
所在地	むつ市桜木町一三
業務開始年月日	平成三〇・八・一
備考	介護老人福祉施設

登録番号	〇三二五〇〇八二
登録年月日	〇三・七・三
氏名又は名称	社会福祉法人桜木
住所	むつ市中一丁目一五
事業名称	特別養護老人ホーム桜木園
所在地	むつ市桜木町一三
業務開始年月日	〃
備考	短期入所生活介護

登録番号	〇三二五〇〇八三
登録年月日	〇三・七・三
氏名又は名称	社会福祉法人秋葉
住所	八戸市大字八戸三
事業名称	八太郎山パルコ
所在地	八戸市大字八戸三
業務開始年月日	〃
備考	訪問介護

登録番号	〇三二五〇〇八四
登録年月日	〃
氏名又は名称	社会福祉法人秋葉
住所	八戸市大字八戸三
事業名称	八太郎山パルコ
所在地	八戸市大字八戸三
業務開始年月日	〃
備考	居宅介護

青森県告示第五百七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三二五〇〇八五
登録年月日	平成三〇・七・三
氏名又は名称	社会福祉法人秋葉
住所	八戸市大字八戸三
事業名称	八太郎山パルコ
所在地	八戸市大字八戸三
業務開始年月日	平成三〇・八・一
備考	居宅介護

青森県告示第五百七十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	百石調剤薬局	所 在 地	上北郡おいらせ町上明堂九の三	指 定 日	平成 三〇・七・一
	五戸調剤薬局		三戸郡五戸町字正場沢三の四		〃
	五戸東薬局		三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミ三 四の一		〃
	スーパードラッグアサヒ調剤薬局 住吉店		弘前市大字住吉町八の一八		三〇・八・一
	ハッピー調剤薬局弘前土手町店		弘前市大字土手町八九の一		〃

青森県告示第五百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	行 業 所	廃止年月日
	社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の一	居宅介護	在宅介護支援センター白神荘	平成 三〇・八・三
	社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の一	重度訪問介護	在宅介護支援センター白神荘	〃

青森県告示第五百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指 定 日
	特定非営利活動法人陽だまりの家	三戸郡田子町大字田子字西館野四三の二	放課後等デイサービス	児童デイサービス「こチャオ」	平成 三〇・八・一

青森県告示第五百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成三十年七月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
弘前市
- 二 都市計画事業の種類  
弘前広域都市計画道路事業（三・四・六号 山道町樋の口町線）
- 三 事業施行期間  
平成二十五年七月二十二日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分  
平成二十八年青森県告示第七百二十号の事業地のうち大字吉野町地内において、事業地を変更する。
- 2 使用の部分  
変更なし

## 公 告

### 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年八月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）桜川商業施設  
青森市桜川七丁目六四九の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和リース株式会社  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一の三六  
代表取締役 森田俊作
- 三 青森市の意見の概要
  - 1 周辺は住宅街で、かつ、街路樹があるため、道路周辺は大変暗い状況であり、営業を開始すれば、店舗照明は進入する車にとって逆光となり、歩道上の歩行者、自転車に気付きにくいことから、交通事故の発生が懸念される。よって、車両出入口を明確に表示するとともに、出入口付近における歩行者等の安全確保に配慮すること。
  - 2 計画店舗前の道路が、筒井中学校の通学路と重なることから、店舗の工事中、また、開店後も生徒の通学路の確保、安全に十分注意を払うこと。

- 3 既存類似店等の駐輪場の収容台数等を参考とし、駐輪場が不足する場合は、不足分の駐輪場を設置すること。
  - 4 事業所で使用したコピー用紙や小売で使用した段ボール等の「リサイクルできる古紙類」、従業員が飲食した後の缶やペットボトル等は、可能な限りリサイクルに努めること。
  - 5 重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。
  - 6 騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出を要する送風機やボイラー等の設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。
  - 7 夜間の騒音レベル最大値予測結果において基準値を超過している地点があるため、規制基準を遵守するよう防音対策について検討するほか、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。
  - 8 事務所から出る廃棄物については、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類した上で、それぞれの収集運搬許可業者に運搬を依頼するか、それぞれの処理施設に自己搬入すること。
  - 9 計画地が景観計画区域にあることから、青森市景観計画に定める大規模行為景観形成基準に適合させること。
  - 10 屋外照明及び広告塔照明については、その点灯時間及び強さ等について考慮すること。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要  
意見書の提出なし
  - 五 意見書の縦覧
    - 1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
    - 2 期間  
平成三十年八月十日から同年九月十日まで
    - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭